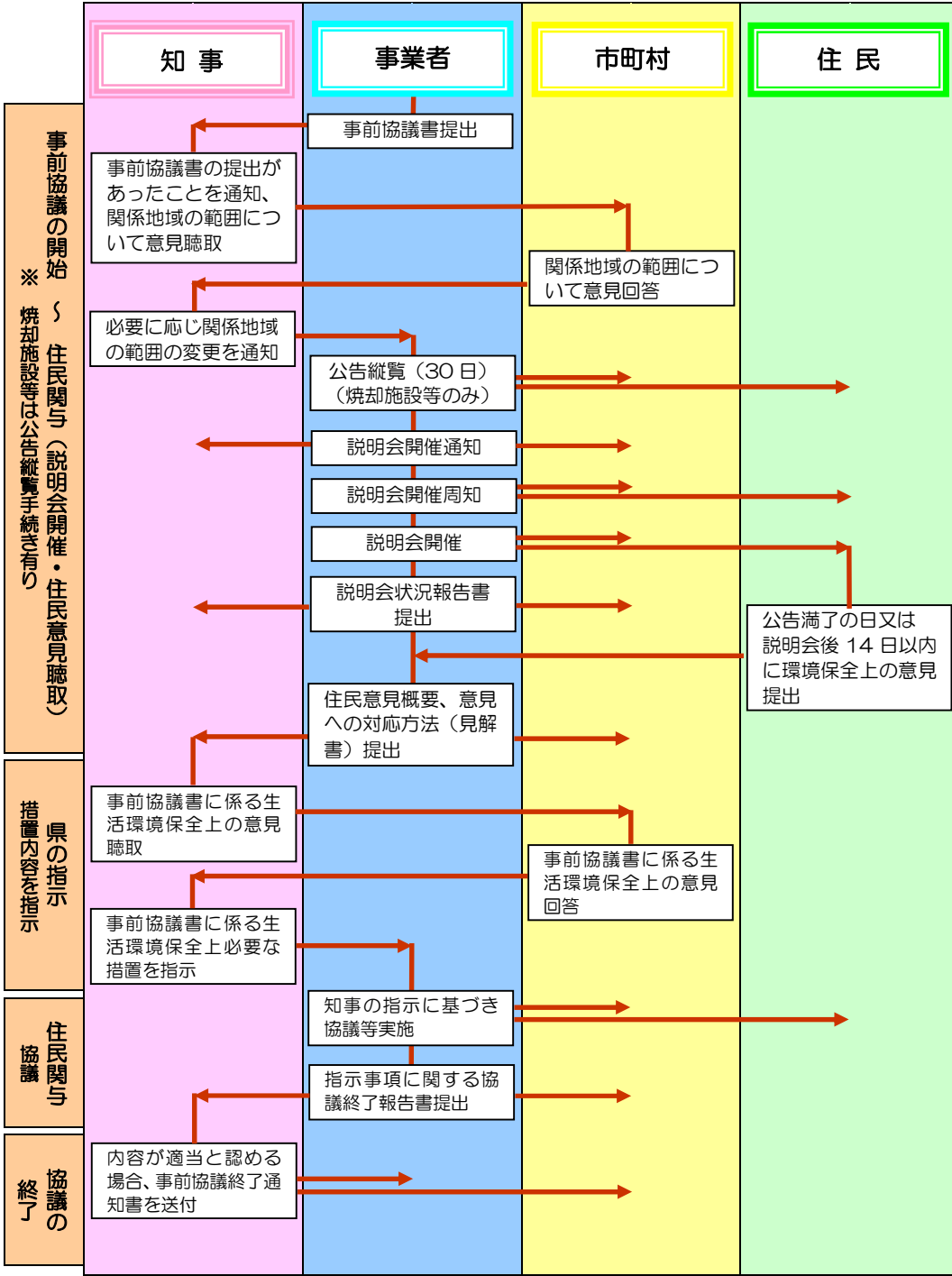


指導要綱のフローチャート



指導要綱の対象施設一覧

施設等の種類 (番号は政令第7条の号番号)	産業廃棄物法の規模要件	要綱の対象要件	
①汚泥の脱水施設	処理能力：10 m ³ /日超	×	
②汚泥の乾燥施設	処理能力：10 m ³ /日超	×	
②汚泥の天日乾燥施設	処理能力：100 m ³ /日超	×	
③汚泥の焼却施設 (PCB等を除く)	処理能力：5 m ³ /日超	※1 すべて 廃棄物処理法の規模要件未達の施設も対象。	
	処理能力:200kg/時間以上		
	火格子面積：2 m ² 以上		
④廃油の油水分離施設	処理能力：10 m ³ /日超	×	
⑤廃油の焼却施設 (PCB等を除く)	処理能力：1 m ³ /日超	すべて ※1と同じ	
	処理能力:200 kg/時間以上		
	火格子面積：2 m ² 以上		
⑥廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力：50 m ³ /日超	×	
⑦廃プラスチック類の破碎施設	処理能力：5t/日超	×	
⑧廃プラスチック類の焼却施設 (PCB等を除く)	処理能力：100 kg/日超	すべて ※1と同じ	
	火格子面積：2 m ² 以上		
⑧-2 木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力：5t/日超	×	
⑨金属等又はDXN類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて	すべて	
⑩水銀等を含む汚泥のばい焼施設			
⑩-2 廃水銀等の硫化施設			
⑪シアン化合物の分解施設			
⑪-2 廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の溶解施設			
⑫PCB等の焼却施設			
⑫-2 PCB等の分解施設			
⑬PCB等の洗浄施設又は分離施設			
⑬-2 産業廃棄物の焼却施設 (③⑤⑧⑫以外)			処理能力:200kg/時間以上
			火格子面積：2 m ² 以上
⑭最終処分場	イ 遮断型	すべて	
	ロ 安定型		
	ハ 管理型		
積み替え又は保管施設	すべて	すべて ※公告・縦覧手続きは無い	
焼却又は熱分解のための保管施設	すべて	すべて ※公告・縦覧手続きは無い	
熱分解施設	すべて	すべて	